

内閣府消費者委員会ヒアリング・発言用レジュメ

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会
委員長 国府 泰道

最近の日弁連の意見書から

地方消費者行政の充実・強化に対する国の支援のあり方に関する意見書(2011年4月14日)

- ・ 地方消費者行政専門調査会の報告書がまとめられた時期に合わせてとりまとめた意見書である。

当時、地方分権改革を意識して、「自治体の主体性」を強調するがあまり、国の財政支援については否定的な論調が強かった。これに対して地方消費者行政の充実・強化のために国の財政支援を求めたものである。

これを受けて、全国の200の地方議会(うち24都道府県)から「地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書」が提出され、全国市長会も国に提言している(2011年11月17日)。

- ・ これまでの財政措置の実効性について検証・評価することを求めた。
- ・ 地方財政法第10条に「消費者事故情報収集業務・消費生活相談業務等に要する経費」という規定を置くことを提案をしている。(1)

地方消費者行政の持続的強化を求める意見書(2012年6月14日)

「地方消費者行政活性化交付金」と同様の特定財源を相当年数延長

- ・ 相談窓口の整備・強化

地方財政法第10条の改正による恒久的・持続的な財政負担(2)

- ・ 消費者安全法に基づく事務：PIO - NET 入力(通知)と重大事故情報の通知の person 件費
- ・ 法執行の person 件費(3)

地方消費者行政の質的向上に向けた国民生活センターの機能強化

- ・ 直接相談の復活
- ・ 柔軟性・独立性を確保できる組織体制

1 地方財政法第10条(国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費)

「地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。」

1~29号(省略)

平成22年改正で、「29. 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金

の支給に要する経費」が追加された。

2 子育て支援法案 69 条第 2 項

国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、第 66 条の規定により市町村が支弁する同条第 3 号に掲げる費用に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 地方交付税（基準財政需要額）45 億円の増額について

確実に消費者行政に使われるようにするための方策のひとつとして、消防力整備指針のような目安（基準）を設定して示すこと。それにより行政職員の人件費に使うことが可能になる。